

定 款

一般社団法人 斜面インフラマネジメント協会

一般社団法人 斜面インフラマネジメント協会定款（案）

制定 2026 年 9 月 28 日

第 1 章 総則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人斜面インフラマネジメント協会と称する。

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第 2 章 目的および事業

（目的）

第3条 当法人は、斜面構造物を重要なインフラと捉え、その健全性を保つための、総合的なマネジメント技術（以下「本技術」という）の向上と普及を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本技術の普及および広報活動
- (2) 本技術の技術資料、その他印刷物の整備および発行
- (3) 関係諸機関に対する連絡と意見の具申
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

（会員）

第5条 当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員を持って「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正 会 員…本技術の向上および普及活動を行う事を目的として、入会承認を得た法人または個人

- (2) 特別会員…当法人の目的に賛同・支援し、入会承認を得た法人または個人。
ただし、総会への出席義務がなく、総会の議決権を有しないもの。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとするものは、別に定める「入会申込書」を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納付しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、会長において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときには、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡又は解散したとき。
- (4) 破産、または廃業したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は以下の事項につき決議する。

- (1) 会務運営の基本的事項
- (2) 年度予算決算の承認
- (3) 年度計画の承認
- (4) 定款、会則の変更
- (5) 会費の変更
- (6) 当法人の解散
- (7) 社員の除名
- (8) 理事・監事の選任・解任
- (9) 法令又は定款で定めた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。会長に事故があるときは、理事会で予め定めた順序で理事が招集する

2. 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各正会員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員 1 名のつき 1 個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

(代理)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2. 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した議長及び出席監事が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員および顧問

(役員の設置)

第21条 当法人に、理事 3 名以上 20 名以下、監事 2 名以上を置く

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1 名以上を副会長とする。
- 4 会長、副会長以外の理事から、1 名以上を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(役員の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長の命により会長を補佐する。
- 4 監事は役員の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作

成する。

5 監事はいつでも、役員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員会総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は存在理事の任期の残存期間と同一とする。

3 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員会総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第26条 当法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 顧問の任期は 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任されることを妨げない

4 顧問に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) 会員の入社承認

(招集)

第29条 理事会は会長が招集する。会長に事故があるときは、理事会で予め定めた順序で理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、開催日の1週間前までに発する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠席の場合は、副会長がこれに当たる。

3 会長及び副会長が欠席の場合は、理事の中から互選により選出された者がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印する。

(みなし決議)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の収支予算は、会計年度開始前に事務局が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 当法人の事業計画については、毎事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成して定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号乃至第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第37条 当法人は剰余金の分配を行うことができない

第8章 定款の変更、解散および清算

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会において、総正会員総数の半分以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上に当たる多数により変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算する場合においては有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 0 章 附則

(細則)

第42条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。